冬季					
三万三千七百円	四万三千五百円	六万六百円	七万九百円	八万九千三百円	一万二千三百円

四　［略］

（埋葬及び火葬）

第七条　法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第九条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　［略］

二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ　ロに掲げる世帯以外の世帯　七十三万九千円

ロ　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十五万八千円

（学用品の給与）

第十条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　略］

三　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ　［略］

ロ　文房具費及び通学用品費

(1)　小学校児童　一人当たり　五千五百円

(2)　中学校生徒　一人当たり　五千八百円

(3)　高等学校等生徒　一人当たり　六千三百円

四　［略］

（死体の捜索及び処理）

第十一条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　［略］

二　死体の処理

［イ～ハ　略］

ニ　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千七百円以内とすること。

冬季					
三万千八百円	四万千百円	五万七千二百円	六万六千九百円	八万四千三百円	一万千六百円

四　［同上］

（埋葬及び火葬）

第七条　法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

三　埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万九千百円以内、小人十七万五千二百円以内とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第九条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　［同上］

二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ　ロに掲げる世帯以外の世帯　七十万六千円

ロ　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十四万三千円

（学用品の給与）

第十条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

［一・二　同上］

三　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ　［同上］

ロ　文房具費及び通学用品費

(1)　小学校児童　一人当たり　四千八百円

(2)　中学校生徒　一人当たり　五千百円

(3)　高等学校等生徒　一人当たり　五千六百円

四　［同上］

（死体の捜索及び処理）

第十一条　法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　［同上］

二　死体の処理

［イ～ハ　同上］

ニ　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。